

多様な働き方を実現し、 地域社会の課題に取り組む 労働者協同組合

～令和4年10月1日、新しい法人制度スタート～

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していくこうという、新しい法人制度です。

昨年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

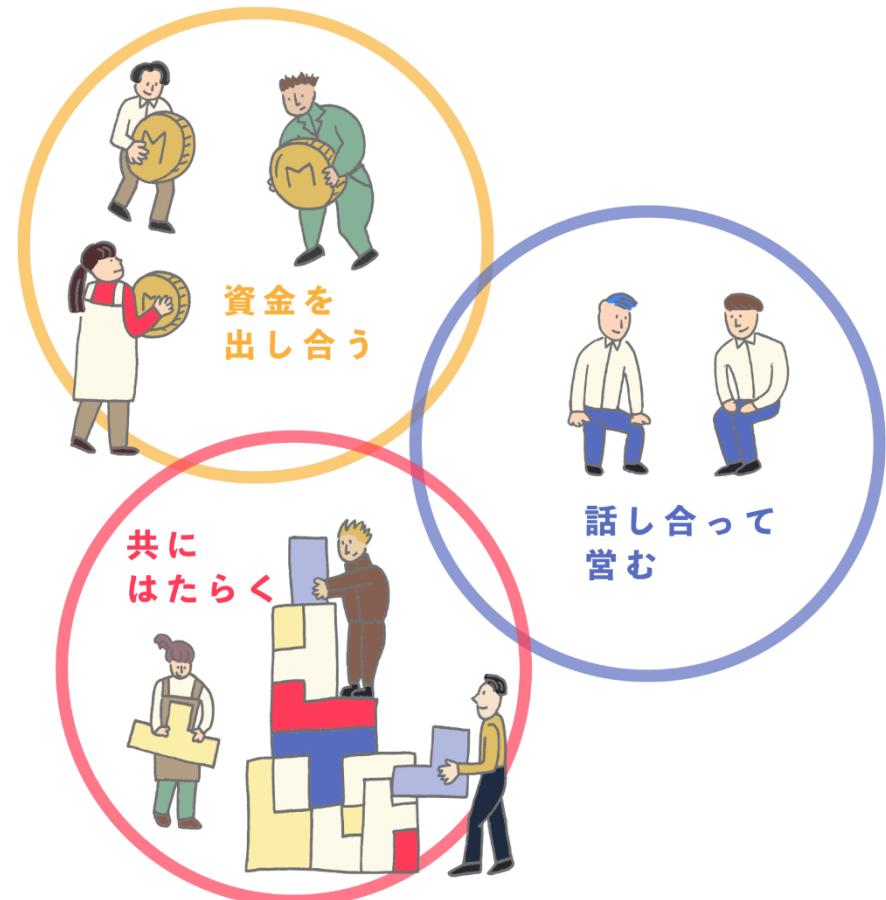
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原理に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行ふことを目的とするよう定めています。

—— 基本原理 ——

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。

令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢**の一つ。
- 今後、各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されています。

具体的な取組例① デイ利用者が、おばあ食堂、見守り弁当の支え手に

ぽっかぽかデイサービスセンター（北海道釧路市）

- 2021年1月ごろからデイサービスの利用者さんが中心となり、地域の高齢者への見守り宅配弁当事業を開始。
- きっかけは、それまで「おばあ食堂」という、デイサービスの利用者が中心となって行う地域食堂がコロナ禍で開催できなくなり、お弁当の販売に切り替えたこと。
- はじめてみて、利用者さんが作る楽しみを持つつ、家族にその活動を話す機会が増えたことで地域全体が生き生きしてきたという手応えがある。なかにはお弁当を家族分買って、別々に暮らす家族と集まり、食事会をする方もいる。
- 地域包括支援センターからの問い合わせもあり、ますます地域の人から必要とされていることを感じながら取組を続けている。



具体的な取組例② 独立型ケアマネ × 地域づくり

ACT・人とまちづくり (法人事務局: 東京都東久留米市)

(事業所: 東京都世田谷区、練馬区、北区、町田市、東村山市、西東京市)

- 住民参加型福祉団体として、地域でのたすけあいの実績を土台に、ケアマネジャー13名で居宅介護支援事業を2000年に開始。「サービスを併設しない公正中立な独立型でケアプランを作成すること」を全員一致で決定。
現在、都内6か所の支援事業所を、ケアマネジャー47名、事務スタッフ7名で運営。
- ひとりひとりが経営に責任を持ち、協同して事業運営する働き方を実践していて、支援事業所毎に、毎年予算立てし、事業収支を全員で検討。
- また、給与体系など労働条件（同一価値労働同一賃金、フレックスタイム制、常勤・非常勤の人材ミックス、70歳定年制と1年毎延長等）も全員で検討。
- 事業のキーワード「生活と地域」に沿って、「まちづくり事業」の介護なんでも相談、介護者家族の会等も開催。さらに、地域で相談し易い拠点づくり「くらしの相談室」構想も検討中。



労働者協同組合の設立状況

令和5年3月1日時点で、北海道（旭川市、釧路市、札幌市）、千葉県（船橋市）、埼玉県（草加市）、東京都（新宿区）、神奈川県（足柄下郡湯河原町、横浜市）、愛知県（知多郡阿久比町）三重県（四日市市、鈴鹿市）、大阪府（大阪市）、兵庫県（姫路市）、福岡県（大牟田市）、熊本県（熊本市）、鹿児島県（鹿児島市）、沖縄県（宮古島市）において、計18法人が設立されています。

名称	所在地	主な事業内容	設立形態
Camping Specialist 労働者協同組合	三重県四日市市	放置された荒廃山林を整備しキャンプ場経営	新規
労働者協同組合ワーカーズ葬祭＆後見サポートセンター結の会	東京都新宿区	葬祭業、成年後見支援	新規
労働者協同組合ワーカーズコープありあけ	福岡県大牟田市	高齢者による清掃業	新規
労働者協同組合コモンウェーブ	三重県鈴鹿市	障害福祉サービス	新規
セルフはりま労働者協同組合	兵庫県姫路市	障害福祉サービス	新規
近畿労働者協同組合	大阪府大阪市	生コンクリート製造・運送	新規
TNG労働者協同組合	神奈川県湯河原町	システム・インテグレーション	新規
労働者協同組合あるく	熊本県熊本市	障害者支援（生活介護）	新規
労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ Lavori	神奈川県横浜市	家事代行	新規
鹿児島労働者協同組合	鹿児島県鹿児島市	共同生産事業	新規
労働者協同組合かりまた共働組合	沖縄県宮古島市	地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり	新規
労働者協同組合ワーカーズコープちば	千葉県船橋市	生活困窮者支援等	組織変更
労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ・キャリー	神奈川県横浜市	一般貨物自動車運送事業	組織変更
労働者協同組合ワーカーズコープSii	埼玉県草加市	子育て支援	新規
アメニティ工房労働者協同組合	愛知県阿久比町	農産物の共同生産・加工・販売	新規
労働者協同組合ケアワーカーズコープ北海道	北海道旭川市	清掃、高齢者介護等	新規
労働者協同組合ケアワーカーズコープわたすげ	北海道釧路市	高齢者介護、生活困窮者支援等	新規
労働者協同組合ワーカーズコープ札幌	北海道札幌市	生活支援サービス	新規

※ 厚労省で把握しているものに限る。登記申請したものの中でも登記手続が完了していない団体が存在する可能性あり。

労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販 売所等の拠点整備等） 等

(2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

(3) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政による許認可等を必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

(4) 意見反映の重視

事業の実施に当たり、組合員の間で、平等の立場で、話し合い、合意形成をはかる。
法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会報告事項。

(5) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(6) 出資配当はできない（非営利）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現組合員の働く場のに資する事業（労働者派遣事業以外化の事業であれば可）	組合員の働く場に資する事業（労働者派遣事業以外化の事業であれば可）	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動による営利の追求（20分野）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	(1) 農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 (2) 農業の経営 (3) (1) 及び(2) に附帯する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	出資比率による	1人1個	原則1人1個	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄附	会費、寄附	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当 ((1)の事業を行ふ場合に限る。) ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

労働者協同組合法の周知・広報の実施状況等

令和4年9月から令和5年2月にかけて、全国7ブロックにおいてフォーラムを開催しました。これまでの参加者数、フォーラムの様子は下記のとおりです。

開催ブロック	日時	参加者数	厚労省公式Youtubeにてご覧いただけます！	
北海道ブロック	令和4年11月27日（日）	参加者は340名 うち234名はオンライン	前半	
東北ブロック	令和4年11月23日（祝）	参加者274名 うち150名はオンライン	前半	
関東ブロック	令和4年9月17日（土）	参加者454人 うち300人はオンライン	前半	
中部ブロック	令和4年11月6日（日）	参加者236人 うち125名はオンライン	前半	
関西ブロック	令和4年10月29日（土）	参加者301人 うち201人はオンライン	前半	
中国・四国ブロック	令和4年9月3日（土）	参加者268人 うち171人はオンライン		
九州・沖縄ブロック	令和5年2月18日（土） 13:30～16:00	参加者354人 うち253名はオンライン	前半	
—	—	合計のべ参加者数 2227人 うち1434人はオンライン	—	—

フォーラム会場の様子



フォーラムでの事例紹介の様子



労働者協同組合に少しでもご关心いただけましたら、 是非とも以下をご活用ください。

- ①労働者協同組合特設サイト
- ②労働者協同組合に関するフォーラム
- ③労働者協同組合立ち上げや移行等に関する相談窓口

フォーラムの
お申し込みはこちちら！



詳しくは 専用サイトで

知りたい！労働者協同組合法 →
<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp>



厚生労働省 知りたい！労働者協同組合法

文字サイズ変更 検索 標準 大 最大

ホーム 労働者協同組合法とは 労働法規・会計 設立の流れ フォーラム よくある質問 好事例 資料ダウンロード

「はたらく」をつくる。みんなでつくる
労働者協同組合法

労働者協同組合法 相談窓口

0120-237-297

ひとくらし、みんなのために
厚生労働省 九州・沖縄ブロック
2022年10月1日
労働者協同組合法スタート!

労働者協同組合法周知フォーラム
2.18(土)13:30-16:00
会場 福岡県中小企業振興センター 大ホール
(福岡県福岡市博多区本町5-1 福岡県中小企業振興センタービル2階)

プログラム

- 挨拶 水野 嘉郎 (厚生労働省雇用課長・均等労働者生活課
労働者協同組合業務室 室長)
石橋 栄次 (関西大学 教授)
- 基調講演 坂本 治也 (福岡大学 教授)
「市民社会組織としての労働者協同組合」
古村 伸宏 (日本労働者協同組合連合会 理事長)
「開拓団体から見た 労働者協同組合法の概要とポイント」
- 事例紹介 シレートーク
「労働者協同組合の設立事例紹介」
 - 労働者協同組合ワーカーズ・コレティブ・キャリア
 - 労働者協同組合ワーカーズ・ズープありあけ
 - 労働者協同組合かしまた共同組合
 - 労働者協同組合あるく
- 閉会挨拶 藤井 達也 (ワーカーズ・コレティブネットワークジャパン 代表)

お問い合わせ

ソーシャルアシスタンスを提供するため、会場が
ソーシャルアシスタンス会員登録をお受けする
ことがあります。お申込み後、会員登録の上、オンライン
投票の権利をもつた会員登録となります。
投票権の行使には投票券が必要になります。
マスクの着用を義務化いたします。
会員登録の方法を詳しく説明いたします。

入場無料
定員100名

※対面及びオンライン開催 (Zoom)

共催: 厚生労働省、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

協力: 日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレティブネットワークジャパン

参考事例① Camping Specialist 労働者協同組合 (令和4年10月設立)

- 三重県四日市市で、放置された荒廃山林を整備し、キャンプ場を経営。
- きっかけは、「四日市は31万人のまちなのに、テントを張れるキャンプ場が一つもない。なんとかならないか。」という相談を四日市市議（現理事）が受けたこと。
- その後、仲間とともに、不法投棄が目立つ1万4千ヘクタールの市有地の山林・原野を借り、2年間かけて木を1本ずつ切りながら山を開墾し、野営キャンプ場を立ち上げた。
- 令和2年にNPO法人を設立するも、出資とともに雇用契約を結ぶことで一定の責任を持ちながら皆で働く労働者協同組合に魅力を感じ、令和4年10月、NPOの法人格を残しつつ、労働者協同組合を設立。
- 現在は、近隣の市町村から放置された荒廃山林の整備やキャンプ場経営を通じたまちおこしの相談が届いている。
- 今後、「キャンプ場×環境保全×自然観光×地域振興」というかけ算を、協同労働の仕組みとともに広げていきたいという。



参考事例②労働者協同組合ワーカーズコープちば（令和4年12月設立）

- 千葉県船橋市で、中高年齢者の働く場として前身となる団体を創設し、その後、物流・清掃から高齢者福祉分野へと事業を広げ、近年は生活困窮者支援の取組を強化し、地域で必要とされる仕事おこしを実施中。令和4年10月の労働者協同組合法の施行を踏まえ、同年12月に企業組合から労働者協同組合に組織変更した。
- 生活困窮者支援の取組では、生活保護に至る前の支援を重視し、行政と連携したワンストップ相談支援や、潜在的な困窮者へのアウトリーチ型支援など、問題を解決するための伴走支援を実施。
- こうした取組と並行して、「フードバンクちば」の活動では、企業や家庭で余った食品の寄贈を受け、食品が必要な人・団体施設に届けるとともに、フードバンクを就労が困難な者の働く場として、就労困難者の活躍の場を広げている。
- また、子ども食堂を利用する母親たちからの「制服代が大変」という声に応え、使わなくなった公立中学校の制服をリサイクルする「ふなばし制服バンク」の活動を始めた。市役所の生活困窮者支援窓口やDV支援とも連携して制服の無償提供も実施している。



参考事例③労働者協同組合かりまた共働組合（令和4年11月設立）

- ・ 狩俣地区は沖縄県宮古島市の北端に位置する三方を豊かな海に囲まれた200世帯、460名が住む少子高齢化が進む過疎集落。
- ・ 集落消滅の危機が迫る中、世代交代によって40代に若返った自治会のメンバーが自治会を母体にして、令和4年12月に労働者協同組合を立ち上げた。
- ・ きっかけは、休園していた幼稚園の再開に伴う子供たちのお弁当づくり。お母さんたちの「毎日のお弁当づくりは大変、誰か作ってほしい。」という声を受け、給食作りを有志でサポート。
- ・ また、伝統の追い込み漁を通じて捕れたが売り物として扱えず、廃棄するしかなかった地元産の魚を買い取り、惣菜として販売するなど、漁業の6次産業化を実現。
- ・ このほか、生産調整のために廃棄処分していた新鮮な養殖モズクを買い取り、地元で直売会を開催。
- ・ 労働者協同組合の働き方は地域づくりを仕事にする新しい働き方と捉えている。



画像提供：宮古新報

参考事例④労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ Lavori (令和4年12月設立)（意見反映の例）

- 主婦が中心となって家事代行サービスを提供する法人。総会などの公式の場に限らず、日常的な意見交換会にも組合員全員が参加して活発に意見を交わす。
- 意見交換の場では、組合員の雇用形態や役職、加入年数の長短などにかかわらず、誰もが対等に意見を出すことが尊重されている。

【具体例】

- ① 現行の時給1200円を時給1500円へと引き上げる理事会からの提案
⇒ 時給が上がることは嬉しいが、経営の持続性に支障はないかという声が複数の組合員からあがる。
- ② 上記、賃金引き上げのための原資の確保方法についての議論
⇒ 当初の議題ではなかった1回200円の鍵預かり特別手当を廃止すべきではないかという声。
- ③ 通勤手当の見直し議論
自宅から家事代行先までの距離に応じて支払われていた通勤手当を定額に変更する理事会提案について、多くのメンバーから「異議無し」との意見があったなか、1人の組合員だけは代行先が遠距離であり、その変更は負担が増え影響が大きいとの発言。
⇒ こうした意見を踏まえ、理事会で再度検討。

